

## 地域のための交付金制度が変わります ～地域予算制度の導入～

市では、郷づくり活動や自治会活動などの地域自治活動を推進するために、交付金を交付していますが、平成26年度から地域自治をより強く進めていくために、郷づくり地域ごとの「地域予算制度」とし、新算定基準に基づき、交付金を交付します。

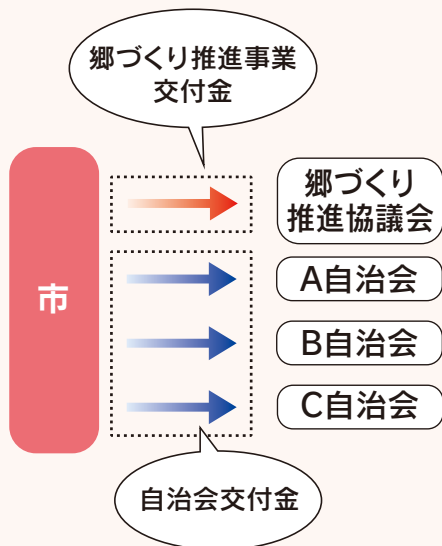
これは、郷づくり推進協議会が地域の実情に合わせて、事業内容や予算を決めていくことができるようにするもので、これまでの部会活動だけでなく、自治会への配分についても協議し、決定を行っていきます。

この制度を取り入れることで、市から地域(自治会、協議会、各種団体など)へのお金の流れや交付目的が分かりやすくなり、郷づくり地域内での活動情報の共有と連携、地域活動のさらなる活性化が期待できます。

### 【交付金の流れ】

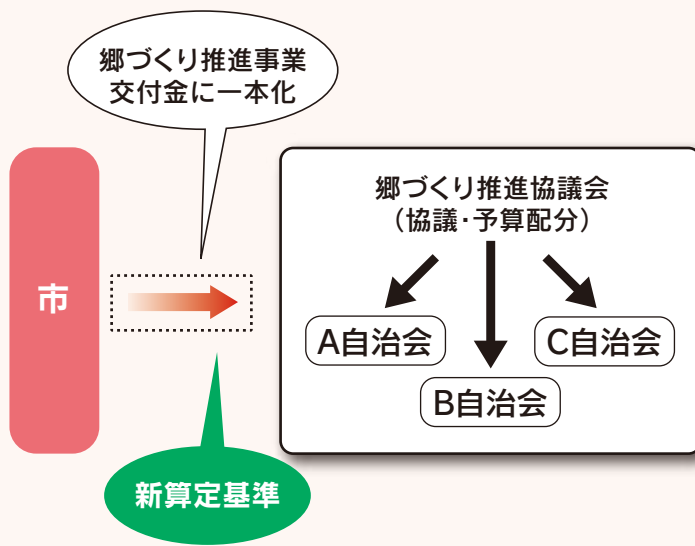
#### これまで

- ①市から協議会と自治会にそれぞれ交付金を交付
- ②協議会と自治会はそれぞれ市に事業報告



#### 平成26年度から

- ①市から協議会に交付金を交付し、協議会から自治会に予算配分
- ②自治会は協議会に事業報告し、協議会が取りまとめて市に事業報告



※新しい算定基準については、本紙6～7ページ「地域予算制度を導入します」をご覧ください。

【広報ふくつ 平成26年3月1日号】

あなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福岡県福津市中央1-1-1 福津市役所広報秘書課広報広聴係(福間庁舎)

☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 メール info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。